



# 第13期 定時株主総会 招集ご通知

2020年3月1日から2021年2月28日まで

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類(連結・個別)
- 監査報告

株主総会参考書類

## 【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染症拡大が続いております。多くの株主のみなさまが集まる株主総会は、集団感染リスクがあります。議決権の行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。なお、本株主総会は、当日株主総会にご出席いただけない株主様に向けて、インターネットを通じたライブ中継配信を行います。

## 開催情報

日時: 2021年5月25日(火曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 東京都千代田区外神田一丁目18番13号

秋葉原ダイビル2階

秋葉原コンベンションホール

ウエルシアホールディングス株式会社

証券コード: 3141

証券コード 3141  
2021年5月6日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目2番15号  
ウエルシアホールディングス株式会社  
代表取締役社長 松本 忠久

## 第13期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13期 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年5月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会は、当日株主総会にご出席いただけない株主様に向けて、インターネットを通じたライブ中継配信をいたします。詳しくは、別添の「株主総会ライブ中継配信のご案内」をご参照ください。株主総会ライブ中継配信をご視聴される場合は、書面またはインターネットで議決権を事前にご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール
3. 目的事項  
報告事項 1 第13期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第13期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

議 案 取締役8名選任の件

以 上

- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合、あるいは「秋葉原ダイビル 2階秋葉原コンベンションホール」での開催が不可能となった場合につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.welcia.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 議決権の行使等については、4頁【議決権行使に関するお願い】をご参照ください。

### **【ご案内】当社役員・幹部社員との株主懇談会並びにお土産の中止のお知らせ**

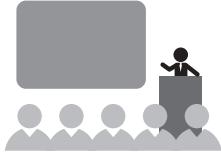
株主総会終了後、皆様と当社役員・幹部社員との意見交換などを趣旨とする「株主懇談会」並びに株主総会にご出席される株主様に配布しておりました「お土産」については、新型コロナウイルス感染症等への感染リスクを可能な限り少なくするため、昨年に引き続き本年も中止とさせていただきます。

## 目 次

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	
1.企業集団の現況に関する事項	5
2.会社株式に関する事項	13
3.会社の新株予約権等に関する事項	14
4.会社役員に関する事項	16
5.会計監査人に関する事項	21
6.会社の体制及び方針	22
連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主資本等変動計算書	28
連結注記表	29
貸借対照表	40
損益計算書	41
株主資本等変動計算書	42
個別注記表	43
会計監査人の連結監査報告書	47
会計監査人の監査報告書	49
監査役会の監査報告書	51
株主総会参考書類	52

## 議決権行使に関するお願い

### 会場にご出席いただく場合



- ・同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
(ご捺印は不要です。)
- ・議事資料として本冊子をご持参ください。

### 会場にご出席されない場合 \* 「株主総会ライブ中継配信」をご視聴ください。

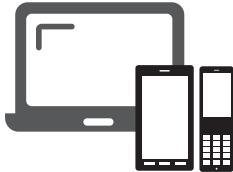
事前の議決権行使をお願いいたします。

#### <書面による議決権行使の方法>



- ・同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、2021年5月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

#### <インターネット等による議決権行使の方法>



- ・「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(60頁から61頁)をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力後、画面の案内にしたがって、2021年5月24日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

■インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

## 事業報告

( 2020年3月1日から  
2021年2月28日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年3月1日～2021年2月28日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、個人消費や企業活動は大きく収縮し景気後退局面となりました。緊急事態宣言等を経て、一部では経済活動の再開の動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大は収束が見通せず、先行きは極めて不透明な状況にあります。

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界は、大手同士等の業界再編や異業種を含む競争が激化しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大による衛生関連需要の高まり、外出自粛によるライフスタイルの変化、医療機関への受診抑制等、お客様や患者様の動向が大きく変化いたしました。

このような状況下において、当社グループは、営業時間の短縮、3密回避のためチラシ販促の一時自粛など、感染防止策や衛生管理を講じながら営業を継続し商品供給及びサービスの提供に努めました。物販については、テレワーク等による化粧品メイク需要の減少等の影響がありましたが、感染症予防対策商品や食品等の需要増により売上高は好調に推移いたしました。調剤については、薬価改定の影響に加えて、受診抑制による処方箋枚数の減少、長期処方の増加による処方箋単価の上昇等の影響もありましたが、ウエルシアモデルを推進し調剤併設数は1,643店舗となりました。また、販管費については、人時コントロールによる店舗人時数管理の徹底や自動発注等の推進による店舗業務の効率化など、人件費を中心とした販管費の適正化に努めつつ、積極的な採用も実施いたしました。

2020年3月1日付で、高知県を地盤とする株式会社よどや（24店舗）を株式取得により子会社化し、同年6月1日付で群馬県を中心に店舗展開する株式会社クスリのマルエ（59店舗）を株式追加取得により子会社化いたしました。同年7月1日付で愛媛県を中心に調剤薬局を展開する株式会社ネオファルマー（10店舗）、株式会社サミット（3店舗）を株式取得により完全子会社化いたしました。また、同年11月2日付で上新電機株式会社の近畿地区5店舗のドラッグストアを、同年12月1日付で株式会社ホームセンターみつわの福井県の3店舗をウエルシア薬局が譲り受けました。

出店と閉店につきましては、グループ全体で124店舗の出店と23店舗の閉店を実施し、当期末の当社グループの店舗数は2,217店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は949,652百万円、営業利益は42,974百万円、経常利益は45,800百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益は27,999百万円となりました。

## (2) 品目別売上高の状況

当社グループは、単一事業のため、セグメント情報の開示は行っておりませんので、品目別により記載しております。

(単位：百万円)

区 分	主 要 営 業 品 目	金 額	構成比	前年同期比
医薬品・衛生介護用品・ベビー用品・健康食品	風邪薬、健康食品、胃腸薬、ドリンク剤、保健・ビタミン剤、紙おむつ、粉ミルク、ベビーフード、介護用品	194,387	20.5%	109.4%
調 剤	調剤薬品	174,169	18.3%	112.0%
化 粧 品	基礎化粧品、メイク化粧品、男性化粧品、リップクリーム	149,380	15.7%	99.7%
家 庭 用 雑 貨	洗剤、トイレットペーパー、ペット用品、殺虫剤、文房具、玩具、一般雑貨	140,940	14.8%	110.3%
食 品	菓子、米穀、一般食品	216,231	22.8%	112.7%
そ の 他	酒、煙草他	74,543	7.9%	113.7%
	合 計	949,652	100.0%	109.4%

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規に124店舗を出店したほか既存店につきましても店舗改装を行いました。その結果、設備投資の実施額は20,434百万円となりました。

なお、上記の設備投資の実施額には、賃貸借契約に関わる差入保証金を含んでおります。

## (4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

## (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

## (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2020年3月1日付で、株式会社よどやを株式取得により子会社化し、同年6月1日付で株式会社クスリのマルエを株式追加取得により子会社化いたしました。また、同年7月1日付で株式会社ネオファルマー、株式会社サミットを株式取得により完全子会社化いたしました。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第10期 (2018年2月期)	第11期 (2019年2月期)	第12期 (2020年2月期)	第13期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売 上 高	695,268	779,148	868,280	949,652
経 常 利 益	30,923	31,500	40,348	45,800
親会社株主に帰属する当期純利益	17,166	17,423	22,802	27,999
1株当たり当期純利益	82円48銭	83円63銭	109円24銭	134円23銭
総 資 産	292,238	327,426	390,006	435,685
純 資 産	130,482	143,948	162,418	180,351
1株当たり純資産	622円06銭	685円88銭	773円95銭	862円82銭

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。
2. 「従業員持株E S O P信託」「役員報酬B I P信託」が所有する当社株式につきましては、自己株式として計上しております。当該自己株式数は、1株当たり当期純利益を求める際に、「普通株式の期中平均株式数」の計算過程で控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり純資産を求める際に、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
3. 当社は2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (10) 対処すべき課題

ドラッグストア業界を取り巻く環境におきましては、意欲的な出店や健康志向の高まり等により業界として拡大しているものの、大手同士の業界再編、異業種を含む競争の激化、人手不足を背景とした人件費の増加、物流コストの上昇、調剤報酬改定等厳しい経営環境が続いております。加えて新型コロナウイルス感染症拡大による消費動向や企業活動への影響もあり、先行き不透明な状況が一段と強まりました。

このような環境のもと、当社グループは、2021年2月期を初年度とする3ヶ年中期計画に基づき、地域社会において、生活のプラットフォームとなるために専門総合店舗の実現を目指し、M&A戦略や積極出店を推進しつつ、4大方針（「調剤併設」、「カウンセリング営業」、「深夜営業」及び「介護」）を軸としたウエルシアモデルを推進することにより専門性と利便性を追求してまいります。

当社グループの対処すべき課題は、以下のとおりであります。

- ① 重要戦略であるM&Aを積極的に推進し規模拡大によるシナジー効果を追求するとともに、グループ各社におけるウエルシアモデルの推進により、グループとしての企業価値向上に努めてまいります。
- ② 地域毎のニーズに対応した店舗づくりを基本として、積極的な出店を継続してまいります。
- ③ 商品やサービスの提案力を高めるために、地域特性や店舗特性に合ったMD戦略を強化するとともに、付加価値商品や差別化商品の開発に努めてまいります。
- ④ お客様のニーズに応えるべく優秀な人材確保に努めるとともに、薬剤師、登録販売者、管理栄養士、調剤事務員、ヘルスケア担当者及び化粧品担当者への専門教育を強化し、質の高いカウンセリング営業ができる人材の育成に努めてまいります。
- ⑤ IT化、デジタル化による店舗業務の省力化、効率化に加え、デジタルマーケティングの強化を進めることで収益性の向上に努めてまいります。
- ⑥ グループ規模拡大に比例して増大するリスクや自然災害によるリスクへの対応等、内部統制及びリスク管理体制の強化に努めてまいります。
- ⑦ 海外事業については、シンガポールでの店舗展開強化を継続してまいります。
- ⑧ S D G s（持続可能な開発目標）達成に貢献していくことを戦略策定時の基準として、サステナブル経営を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社各社の経営指導及び管理を行っております。

なお、当社グループは、当社及び連結子会社11社で構成され、「ドラッグストア」を基本として処方箋調剤や医薬品、化粧品、家庭用雑貨、食品等の販売に係る事業等を行っております。

## (12) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な親会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
イオン株式会社	220,007百万円	50.58%	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

### ②親会社等との間の取引に関する事項

イオン株式会社との取引については、同社グループのP B（プライベートブランド）商品『TOPVALU』及び『ハピコム』の供給を受けており、イオン株式会社の店舗の仕入価格をもって、当社に対する仕切価格とすることを取引条件としております。なお、当社の仕入額に占める同社グループとの取引金額の割合は約3%であります。

消費寄託契約により行う消費寄託の金利条件についても、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

上記のように、イオン株式会社との取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基準とし、取引の内容及び条件の妥当性については取締役会で判断しており、非支配株主に不利益を与えないように行っております。

### ③重要な子会社の状況

事業年度末日における当社の重要な子会社は、国内でドラッグストア事業を行っている6社であります。

(単位：百万円)

	ウエルシア 薬局(株)	シミズ薬品(株)	(株)丸大サクラ 井薬局	金光薬品(株)	(株)よどや	(株)クスリの マルエ
資 本 金	100	48	29	45	50	48
議 決 権 比 率	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	50.1%	51.0%
項目	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)
売 上 高	866,442 (100.0%)	21,075 (100.0%)	27,873 (100.0%)	4,369 (100.0%)	9,772 (100.0%)	10,301 (100.0%)
売 上 総 利 益	271,479 ( 31.3%)	6,578 ( 31.2%)	7,753 ( 27.8%)	1,556 ( 35.6%)	2,429 ( 24.9%)	3,154 ( 30.6%)
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	229,080 ( 26.4%)	5,626 ( 26.7%)	6,573 ( 23.6%)	1,710 ( 39.1%)	2,270 ( 23.3%)	2,873 ( 27.9%)
営 業 利 益	42,399 ( 4.9%)	951 ( 4.5%)	1,180 ( 4.2%)	△ 154 ( -%)	158 ( 1.6%)	280 ( 2.7%)
経 常 利 益	44,963 ( 5.2%)	1,022 ( 4.9%)	1,265 ( 4.5%)	△ 109 ( -%)	184 ( 1.9%)	305 ( 3.0%)
当 期 純 利 益	28,155 ( 3.2%)	662 ( 3.1%)	839 ( 3.0%)	△ 146 ( -%)	122 ( 1.3%)	67 ( 0.7%)

(注) (株)クスリのマルエは2020年6月1日から2021年2月28日までの期間の損益を表示しております。

### ④特定完全子会社に関する事項

会社名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	61,701百万円	117,314百万円

### (13) 主要な事業所の状況

①当社本社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

②当社グループの店舗数

(単位：店)

都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数
青森県	77	愛知県	63
岩手県	13	三重県	25
宮城県	14	滋賀県	14
秋田県	9	京都府	75
山形県	20	大阪府	139
福島県	35	兵庫県	90
茨城県	150	奈良県	14
栃木県	64	和歌山県	6
群馬県	113	鳥取県	3
埼玉県	199	島根県	6
千葉県	146	岡山県	38
東京都	188	広島県	3
神奈川県	219	徳島県	2
新潟県	68	香川県	1
富山県	42	愛媛県	12
石川県	21	高知県	27
福井県	6	宮崎県	1
山梨県	32	国内計	2,207
長野県	38		
岐阜県	7	シンガポール	10
静岡県	227	合計	2,217

#### (14) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
11,708名	1,826名 (増)

(注) 上記従業員数には、パート及びアルバイト (22,372名：1日8時間換算) は含んでおりません。

#### (15) 主要な借入先

借入先	借入残高 (百万円)
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,470
株式会社りそな銀行	1,309
株式会社四国銀行	960
株式会社日本政策金融公庫	915
株式会社みちのく銀行	766

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入残高は、「従業員持株E S O P信託」による5,000百万円を含んでおります。

#### (16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社株式に関する事項（2021年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 494,947,200株  
(2) 発行済株式の総数 209,579,342株（自己株式54,334株を除く）  
(3) 単元株式数 100株  
(4) 株主数 46,982名  
(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イオン株式会社	105,940	50.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,427	3.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,220	2.01
株式会社ツルハ	3,352	1.60
ウエルシアホールディングス従業員持株会	3,207	1.53
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREAT Y 505234	2,757	1.32
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,967	0.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	1,652	0.79
株式会社イシダ	1,616	0.77
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,553	0.74

(注) 持株比率は、自己株式（54,334株）を控除して計算しております。なお、自己株式には従業員持株E S O P信託が保有する1,050,200株及び役員報酬B I P信託が保有する502,238株を含めておりません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

##### 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 84個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 67,200株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2014年7月17日 至 2044年7月16日
- ⑥ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	46個	普通株式 36,800株	7名

##### 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 63個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 50,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2015年2月17日 至 2045年2月16日
- ⑥ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	52個	普通株式 41,600株	7名

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 32個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 25,600株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2016年3月17日 至 2046年3月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	30個	普通株式 24,000株	7名

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 48個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 38,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2017年2月17日 至 2047年2月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	44個	普通株式 35,200株	7名

(2) 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付状況

特記すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	池 野 隆 光	
取締役副会長	水 野 秀 晴	店舗開発担当 ウエルシア薬局(株)代表取締役会長最高店舗開発責任者
代表取締役社長	松 本 忠 久	執行役員最高業務執行責任者 ウエルシア薬局(株)代表取締役社長 Welcia-BHG(Singapore)Pte.Ltd. Director
取締役副社長	佐 藤 範 正	執行役員最高財務責任者 ウエルシア薬局(株)取締役
取締役副社長	中 村 壽 一	執行役員コーポレート担当 ウエルシア薬局(株)取締役
取 締 役	安 倍 崇	情報システム担当 ウエルシア薬局(株)取締役情報システム本部長
取 締 役	畑 和 彦	営業・商品担当 ウエルシア薬局(株)取締役商品本部長
取 締 役	岡 田 元 也	イオン(株)取締役兼代表執行役会長 (株)ツルハホールディングス社外取締役相談役 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)取締役相談役
取 締 役	成 田 由 加 里	成田由加里公認会計士事務所代表 東北大学大学院経済学研究科教授 (株)サイバー・ソリューションズ社外取締役 朝日仙台税理士法人
取 締 役	中 井 智 子	経営法曹会議会員 中町誠法律事務所パートナー 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師
監 査 役	宮 本 俊 男	常勤監査役
監 査 役	加々美 博 久	加々美法律事務所所長 日東工器(株)社外監査役 (株)ビー・エム・エル社外監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監 査 役	杉 山 敦 子 (現姓 松本)	公認会計士杉山昌明事務所副所長 杉山昌明税理士事務所副所長 富士興産(株)社外取締役監査等委員
監 査 役	市 川 康 生	

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

2020年5月21日開催の第12期定時株主総会において、新たに畑和彦氏は取締役に選任され就任いたしました。

2. 取締役成田由加里氏及び中井智子氏は、会社法に規定する社外取締役であります。
3. 監査役加々美博久氏、杉山敦子氏及び市川康生氏は、会社法に規定する社外監査役であります。
4. 取締役成田由加里氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役中井智子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役加々美博久氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役杉山敦子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役市川康生氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

#### ①被保険者の実質的な保険等の負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### ②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

#### ③役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ①報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定されております。

取締役の報酬の決定にあたっては、報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する観点から独立役員である社外取締役及び社外監査役を委員の過半数とする任意の「役員報酬諮問委員会」において報酬制度及び報酬案の妥当性を審議し、その結果を取締役に諮問することとしております。

報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「業績連動賞与（金銭）」及び「業績連動株式報酬」から構成されております。

「業績連動賞与（金銭）」及び「業績連動株式報酬」は、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としたグループ全体の売上高、経常利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績評価と連動し決定しております。

なお、社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみ支給しております。

## ②取締役及び監査役の報酬額等

区 分	支給人員	報酬等の額	報酬等の内訳	
			基本報酬	業績連動報酬
取 締 役 (内 社外取締役)	10名 (2名)	412百万円 (10百万円)	261百万円 (10百万円)	150百万円 (-)
監 査 役 (内 社外監査役)	4名 (3名)	22百万円 (13百万円)	22百万円 (13百万円)	- (-)
合 計	14名	434百万円	283百万円	150百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2020年5月21日開催の第12期定時株主総会において年額400百万円以内と決議をいただいております。  
また別枠で、2020年5月21日開催の第12期定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、3事業年度を対象として500百万円以内かつ100,000ポイント以内（1ポイントあたり1株）と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2009年11月27日開催の第1回定時株主総会において年額42百万円以内と決議をいただいております。
3. 事業年度末現在の人員は、取締役10名並びに監査役4名です。
4. 上記のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

### ①社外取締役 成田由加里氏

同氏は、成田由加里公認会計士事務所の代表であります。同事務所と当社との取引関係はありません。同氏が社外取締役を務める株式会社サイバー・ソリューションズと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地及び女性としての視点から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

### ②社外取締役 中井智子氏

同氏は、中町誠法律事務所のパートナーであります。同事務所と当社との取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的見地及び女性としての視点から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

### ③社外監査役 加々美博久氏

同氏は、加々美法律事務所の弁護士であり所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。同氏が社外監査役を務める日東工器株式会社及び株式会社ビー・エム・エルと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち全てに出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的見地から必要に応じ当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

### ④社外監査役 杉山敦子氏

同氏は、公認会計士杉山昌明事務所の副所長であり、かつ、杉山昌明税理士事務所の副所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。同氏が社外取締役監査等委員を務める富士興産株式会社と当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち全てに出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち全てに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地及び女性としての視点から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

### ⑤社外監査役 市川康生氏

当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち16回に出席し、出身分野である金融機関を通じて培った経験及び高い見識を活かし、当社の経営上の有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である新収益認識基準の適用に関する助言業務について対価を支払っております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月21日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適法性・有効性の確保ならびにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社及び当社グループは株主・取引先・地域社会・従業員等の各パートナーに対する企業価値の向上を経営の基本方針とし、それを実現するため、当社及び当社子会社の取締役、使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実を図るものとする。  
特に、法令・定款の遵守を周知・徹底するため、倫理・コンプライアンス体制の強化に努める。
2. 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱は、文書管理規程に則り、適切に記録・保存・管理の運用を実施する。
  - (2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧することができるものとする。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社及び当社グループのリスク管理体制を確立するためにリスク管理規程により、リスク管理のための基本方針や体制について定め、これに沿ってリスク管理体制を整備・構築する。  
さらに、当社は、代表取締役社長に直属する部署として、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査を実施する。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社及び当社子会社は、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。

- (2) 当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また当社子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに職務執行の有効性と効率性を確保する観点から、当社及び当社グループに係わる重要事項については当社の経営会議の審議を経た後に、当社の取締役会で決定するものとする。
5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社及び当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に則り管理する。また、当社子会社の業務状況については、各社より、定期的に取り締役に出席・報告させる体制を整備している。  
内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループ各社の内部監査の状況を評価し、必要に応じ直接内部監査を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。
7. 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(1) 当該使用人の選任、解任、異動等には監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。  
(2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
8. 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制  
当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみでなく、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。また、監査役は取締役会他の重要な会議に出席し、重要情報につき適宜報告を受けて、業務執行状況を把握する。
9. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

## 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

## 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役及び取締役からの個別ヒアリングの機会を6ヶ月に1回程度設ける。独立性判断基準に基づく社外監査役を選任し、うち1名は弁護士を選任する。

## 内部統制システムの運用状況

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

### ① 取締役の職務執行について

当連結会計年度において当社は、社外取締役2名を含む9名の取締役で構成され社外監査役3名を含む4名の監査役が出席する取締役会を4回、社外取締役2名を含む10名の取締役で構成され社外監査役3名を含む4名の監査役が出席する取締役会を13回、計17回開催しており、業務に関する重要事項について決議し、さらに、当社子会社から報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、業務執行取締役で構成される経営会議を、毎月1回定期に開催しており、重要事項について、慎重な検討を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程に基づき実施し、取締役及び監査役が当社及び当社子会社の重要な法定文書を、常時閲覧することができる体制を取っております。

### ② 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会及び経営会議に出席するほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、当連結会計年度においては、監査役会を17回開催し、各監査役間での意思疎通を図るとともに会計監査人及び内部監査部門等との連携及び情報交換を行い、また、代表取締役及び取締役との個別ヒアリングの機会を設けること等により、効果的な監査役の職務執行に努めております。

### ③ 当社グループにおける業務の適正確保について

内部監査室において、年間の監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、当社及び当社子会社の諸規程に沿った業務遂行を確認、指導、統制しております。

### ④ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理規程に基づきグループリスク管理委員会を、倫理コンプライアンス管理規程に基づきコンプライアンス委員会を設置し、隔月で委員会を開催しております。

また、倫理コンプライアンス違反及びリスクを早期に発見し、また、未然に防ぐため、コンプライアンス委員会及び社外の専門家を通報窓口とする「ウエルシアホットライン」を設置しております。

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況＞

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決し、その圧力を排除することに努めます。

企業理念に基づき、社会的良識をもって行動するための指針としてグループ共有の「ウエルシアグループ行動指針」を定めております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分における配当につきましては、再投資の為の資金確保と安定的な配当継続を念頭に置きながら財政状態、収益レベル、配当性向などを総合的に勘案することとしております。

内部留保資金につきましては、より一層の収益性向上を図るために、新設店舗及び既存店舗の改装等の設備資金に充当する方針であります。

このような方針のもとで、当事業年度末の配当金につきましては、2021年4月7日開催の取締役会において、1株につき15.00円の剰余金の処分に関する決議をいたしました。(当社は取締役会の決議により、剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めております。)

### 1) 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15.00円

総額 3,143,690,130円

### 2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月7日

# 連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>215,890</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>203,049</b>
現金及び預金	51,918	買掛金	150,388
売掛金	44,821	短期借入金	6,394
商品	103,283	リース債務	7,528
その他	15,867	未払金	13,287
貸倒引当金	△1	未払法人税等	7,757
<b>固 定 資 産</b>	<b>219,794</b>	賞与引当金	4,653
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>148,229</b>	役員賞与引当金	142
建物及び構築物	84,094	ポイント引当金	26
土地	14,743	その他	12,868
リース資産	42,081	<b>固 定 負 債</b>	<b>52,284</b>
その他	7,309	長期借入金	9,222
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>19,409</b>	リース債務	24,406
のれん	16,899	退職給付に係る負債	5,281
その他	2,509	役員株式給付引当金	717
<b>投資その他の資産</b>	<b>52,155</b>	資産除去債務	9,955
投資有価証券	1,031	繰延税金負債	109
長期貸付金	47	その他	2,590
差入保証金	37,017	<b>負 債 合 計</b>	<b>255,333</b>
繰延税金資産	12,161	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	1,921	<b>株 主 資 本</b>	<b>179,419</b>
貸倒引当金	△23	資本金	7,736
		資本剰余金	51,672
		利益剰余金	125,866
		自己株式	△5,855
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>70</b>
		その他有価証券評価差額金	357
		為替換算調整勘定	3
		退職給付に係る調整累計額	△289
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>230</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>630</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>180,351</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>435,685</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>435,685</b>

# 連結損益計算書

( 2020年3月1日から  
2021年2月28日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		949,652
売上原価		653,607
売上総利益		296,044
販売費及び一般管理費		253,070
営業利益		42,974
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	13	
受取手数料	576	
協賛金	287	
不動産賃料	961	
持分法による投資利益	16	
固定資産の受贈益	240	
その他	1,351	3,445
営業外費用		
支払利息	428	
不動産賃料	159	
その他	30	619
経常利益		45,800
特別利益		
固定資産売却益	104	
段階取得に係る損益	169	
補助金の収入	426	
その他	79	779
特別損失		
固定資産売却損	27	
固定資産除却損	122	
減損損失	3,826	
新型コロナウイルス感染症対応による損失	1,179	
その他	112	5,268
税金等調整前当期純利益		41,311
法人税、住民税及び事業税	15,054	
法人税等調整額	△1,670	13,383
当期純利益		27,928
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△71
親会社株主に帰属する当期純利益		27,999

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年3月1日から  
2021年2月28日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,736	51,669	103,525	△1,222	161,709
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,658		△5,658
親会社株主に帰属する当期純利益			27,999		27,999
自 己 株 式 の 取 得				△5,512	△5,512
自 己 株 式 の 処 分		2		878	881
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	2	22,341	△4,633	17,709
当 期 末 残 高	7,736	51,672	125,866	△5,855	179,419

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	262	△38	△245	△21	236	493	162,418
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△5,658
親会社株主に帰属する当期純利益							27,999
自 己 株 式 の 取 得							△5,512
自 己 株 式 の 処 分							881
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	94	41	△43	91	△5	137	223
当 期 変 動 額 合 計	94	41	△43	91	△5	137	17,933
当 期 末 残 高	357	3	△289	70	230	630	180,351

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

ウエルシア薬局(株)、ウエルシア介護サービス(株)、シミズ薬品(株)、Welcia-BHG(Singapore) Pte. Ltd.、(株)丸大サクラ中薬局、(株)M A S A Y A、金光薬品(株)、(株)よどや、(株)クスリのマルエ、(株)ネオファルマー、(株)サミット

(注) 1. (株)よどやは、2020年3月1日付で株式取得を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. (株)クスリのマルエは、2020年6月1日付で株式追加取得を行ったことにより子会社化し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

3. (株)ネオファルマー及び(株)サミットは、2020年7月1日付で株式取得を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2020年8月31日としております。

4. 前連結会計年度において連結子会社であった毎日鈴商業(上海)有限公司は、2020年9月4日付で清算終了したことにより、連結の範囲から除外しております。

非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

1社

関連会社の名称 イオンレーヴコスメ(株)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② た な 卸 資 産

商 品……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

貯 蔵 品……最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)……定率法を採用しております。  
但し、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。  
また、一部の連結子会社は、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- |       |        |
|-------|--------|
| 建物    | 8年～39年 |
| 構築物   | 8年～18年 |
| 機械装置  | 7年～17年 |
| 車輛運搬具 | 5年     |
| 器具備品  | 3年～20年 |
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)……定額法を採用しております。  
但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用しております。
- ④ 投資その他の資産(その他長期前払費用)……定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……一部の連結子会社は取締役に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。

- ④ ポイント引当金……一部の連結子会社は、ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の利用実績に基づいて将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金……当社グループの取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式交付規程に基づき、当連結会計年度末において、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異……数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員及び過去勤務費用の費用処理方法  
従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年及び8年）による按分額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。ただし、免税事業者に該当する連結子会社については税込方式によっております。

## 5. 表示方法の変更

### (連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「その他」に含めて表示しておりました流動負債の「リース債務」(前連結会計年度6,377百万円)及び「未払金」(前連結会計年度8,752百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

### (連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました特別損失の「店舗閉鎖損失」(当連結会計年度19百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

## 6. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

### 従業員持株E S O P 信託

#### ① 従業員持株E S O P 信託の概要

当社が「ウエルシアホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、信託管理人の指図に従い、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末4,512百万円、1,050千株であります。

#### ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末5,000百万円

## 業績連動型株式報酬制度

### 役員報酬B I P信託

当社は、当社の取締役及び子会社であるウエルシア薬局株式会社の取締役（以下、「取締役」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

#### ① 役員報酬B I P信託の概要

当社が取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める役員株式交付規程（以下、「交付規程」という。）に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得いたします。その後、当該信託は、交付規程に従い、信託期間中の取締役の地位や業績目標の達成度等に応じて付与されたポイントの累積値（累積ポイント）に基づいた当社株式を、退職時に取締役に交付いたします。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末1,306百万円、502千株であります。

7. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式）	97百万円
------------	-------
  
2. 有形固定資産の減価償却累計額 120,096百万円  
(上記金額には、減損損失累計額が含まれております。)
  
3. 国庫補助金等により取得した資産につき、取得原価から直接減額した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建物及び構築物	194百万円
その他（器具備品）	12百万円
計	207百万円
  
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。
  - (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	271百万円
土地	1,216百万円
計	1,488百万円
  
  - (2) 担保に係る債務

短期借入金（一年内返済予定長期借入金含む）	1,513百万円
長期借入金	1,941百万円
計	3,455百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式数  
普通株式 209,633,676株
2. 当連結会計年度末における自己株式の数  
普通株式 1,606,772株
3. 配当金に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年4月8日 取締役会(注1)	普通株式	2,829	27.00	2020年2月29日	2020年5月7日
2020年10月7日 取締役会(注2)	普通株式	2,829	27.00	2020年8月31日	2020年11月4日

(注1) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。  
なお、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準としております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月7日 取締役会(注1)	普通株式	利益剰余金	3,143	15.00	2021年2月28日	2021年5月7日

(注1) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金23百万円が含まれております。

4. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

2014年6月13日開催の取締役会決議による新株予約権	52,800株
2015年1月14日開催の取締役会決議による新株予約権	65,600株
2016年2月12日開催の取締役会決議による新株予約権	35,200株
2017年1月17日開催の取締役会決議による新株予約権	49,600株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の回収確実性を重視した預金等で運用し、資金調達については主として銀行を中心とした借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は差入先・預託先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び短期借入金は、支払までの期間が1年以内の支払期日となっており、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、事業投資計画に必要な資金の調達を目的としたものであり、その一部については、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

売掛金については、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金については、定期的に差入先・預託先の財務状態等を把握しております。

買掛金、借入金及びリース債務については、月次単位で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	51,918	51,918	－
(2) 売掛金	44,821	44,821	－
(3) 投資有価証券	798	798	－
(4) 差入保証金 (※1)	24,132	22,155	△1,977
資産計	121,672	119,694	△1,977
(5) 買掛金	150,388	150,388	－
(6) 短期借入金	2,023	2,023	－
(7) 長期借入金 (※2)	13,594	13,579	△14
(8) リース債務 (※3)	31,934	31,946	11
負債計	197,940	197,937	△2

(※1) 差入保証金については、金融商品相当額を表示しております。

(※2) 長期借入金については、1年以内返済予定分を含めて表示しております。

(※3) リース債務については、1年以内リース債務を含めて表示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

#### (4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 負債

### (5) 買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (7) 長期借入金

これらの時価は、固定金利については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (8) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額232百万円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 862円82銭
- 1 株当たり当期純利益 134円23銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	27,999百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	27,999百万円
普通株式の期中平均株式数	208,595,717株

- (注) 1. 2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。
2. 従業員持株E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数（982,981株）に含めております。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>32,054</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>35,870</b>
現金及び預金	28,425	短期借入金	34,473
前払費用	199	未払金	380
短期貸付金	1,811	未払費用	13
未収入金	1,613	役員賞与引当金	73
その他	5	未払法人税等	60
<b>固 定 資 産</b>	<b>85,260</b>	その他	868
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,095</b>
建物及び構築物	0	長期借入金	5,300
工具、器具及び備品	0	長期未払金	77
<b>無形固定資産</b>	<b>27</b>	役員株式給付引当金	717
ソフトウェア	22	<b>負 債 合 計</b>	<b>41,965</b>
ソフトウェア仮勘定	4	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>85,232</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>75,118</b>
投資有価証券	118	資 本 金	7,736
関係会社株式	84,342	資 本 剰 余 金	63,534
長期前払費用	652	資 本 準 備 金	36,913
繰延税金資産	116	その他資本剰余金	26,621
その他	2	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>9,701</b>
		その他利益剰余金	9,701
		繰越利益剰余金	9,701
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△5,854</b>
		新株予約権	230
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>75,349</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>117,314</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>117,314</b>

# 損 益 計 算 書

( 2020年3月1日から  
2021年2月28日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		10,112
営 業 総 利 益		10,112
販売費及び一般管理費		2,675
営 業 利 益		7,436
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 手 数 料	41	
雇 用 調 整 助 成 金	67	
そ の 他	3	118
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
為 替 差 損	0	
そ の 他	1	35
経 常 利 益		7,519
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	443	
そ の 他	42	486
税 引 前 当 期 純 利 益		7,033
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1	
法 人 税 等 調 整 額	△169	△168
当 期 純 利 益		7,201

## 株主資本等変動計算書

( 2020年3月1日から  
2021年2月28日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,736	36,913	26,619	63,532
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			2	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2	2
当 期 末 残 高	7,736	36,913	26,621	63,534

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	8,158	8,158	△1,220	78,206	236	78,443
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△5,658	△5,658		△5,658		△5,658
当 期 純 利 益	7,201	7,201		7,201		7,201
自 己 株 式 の 取 得			△5,512	△5,512		△5,512
自 己 株 式 の 処 分			878	881		881
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△5	△5
当 期 変 動 額 合 計	1,542	1,542	△4,633	△3,088	△5	△3,094
当 期 末 残 高	9,701	9,701	△5,854	75,118	230	75,349

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法によっております。

但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産 …… 定額法によっております。

但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上方法

①役員賞与引当金 …… 取締役に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。

②役員株式給付引当金 …… 取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式交付規程に基づき、当事業年度末において、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### 2. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引及び業績連動型株式報酬に関する注記については、連結計算書類「連結注記表6. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3.	記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。	
4.	貸借対照表に関する注記	
	(1) 有形固定資産の減価償却累計額	13百万円
	(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
	短期金銭債権	1,825百万円
	短期金銭債務	31,777百万円
5.	損益計算書に関する注記	
	関係会社との取引高	
	営業取引    営業収益	10,112百万円
	販売費及び一般管理費	584百万円
	営業取引以外の取引高    営業外収益	5百万円
	営業外費用	24百万円
6.	株主資本等変動計算書に関する注記	
	当事業年度末における自己株式数	
	普通株式	1,606,772株
7.	税効果会計に関する注記	
	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	
	繰延税金資産	
	未払事業税	13百万円
	長期未払金	23百万円
	新株予約権	44百万円
	欠損金	53百万円
	役員株式給付引当金	95百万円
	関係会社株式	135百万円
	その他の	0百万円
	繰延税金資産小計	366百万円
	評価性引当額	△248百万円
	繰延税金資産合計	117百万円
	繰延税金負債	
	E S O P 信託口	△1百万円
	繰延税金負債合計	△1百万円
	繰延税金資産の純額	116百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	イオン(株)	被所有直接 50.58%	消費寄託、 ロイヤルティ の支払、 役員の兼務等	消費寄託の返還 利息の受取 ロイヤルティ の支払 (注)1,2	7,000 0 486	— — 未払金	— — 267

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 1. 消費寄託の金利条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
2. ロイヤルティについては、双方協議のうえ合理的に決定しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ウエルシア薬局(株)	所有直接 100.0%	経営指導、 資金の借入、 役員の兼務等	経営指導料 資金の借入 利息の支払 (注)	2,206 24,484 24	— 短期借入金 未払費用	— 31,473 1

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 経営指導料等については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

当社はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、子会社との資金貸借取引は、CMSに係るものであります。金利条件については、金利情勢に基づいて決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 361円10銭

(2) 1株当たり当期純利益 34円52銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	7,201百万円
普通株式に係る当期純利益	7,201百万円
普通株式の期中平均株式数	208,595,717株

- (注) 1. 2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。
2. 従業員持株E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数(982,981株)に含めております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

ウエルシアホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟	一成	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大井	秀樹	Ⓔ

**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウエルシアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

ウエルシアホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟	一成	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大井	秀樹	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の構築に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備及び運用されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月16日

ウエルシアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	宮 本 俊 男	Ⓔ
社外監査役	加々美 博 久	Ⓔ
社外監査役	杉 山 敦 子	Ⓔ
社外監査役	市 川 康 生	Ⓔ

以 上











候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	なりた ゆかり 成田由加里 (1964年10月24日生)	1990年11月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 2001年2月 成田由加里公認会計士事務所代表（現任） 2004年2月 成田由加里税理士事務所代表 2010年5月 東北大学大学院経済学研究科教授（現任） 2013年11月 株式会社サイバー・ソリューションズ社外取締役（現任） 2015年5月 当社社外取締役（現任） 2015年7月 P G税理士法人代表社員 2019年1月 朝日仙台税理士法人入社（現任）	株           161
<p><b>【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>成田由加里氏は、大学院教授としての幅広い知識と経験並びに公認会計士及び税理士としての専門知識及び見識に加え、女性として当社の経営判断に有用な視点を有しております。2015年5月より当社取締役役に在任しており、引き続き独立した立場から業務執行の監督を行うことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>			
7	なかい ともこ 中井智子 (1972年11月17日生)	1997年4月 最高裁判所司法研修所入所 1999年4月 最高裁判所司法研修所修了 北村一夫法律事務所入所 2002年11月 中町誠法律事務所入所 経営法曹会議会員（現任） 2012年1月 中町誠法律事務所パートナー（現任） 2014年11月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（現任） 2016年4月 東京大学大学院法学政治学研究科法科大学院客員 准教授 2019年5月 当社社外取締役（現任）	株           80
<p><b>【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>中井智子氏は、弁護士としての法曹界での専門知識及び見識に加え、女性として当社の企業価値向上のための有用な視点を有しております。2019年5月より当社取締役役に在任しており、引き続き法律の専門家として、独立的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待されると判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			



<取締役会の構成（2021年5月25日以降の予定）>  
 各取締役及び各監査役に期待される分野は次のとおりです。  
 各氏に期待される専門性のうち主なものに●印を付けております。

	氏名	独立性	地位	専門性								
				経営	営業	商品	M&A	法律	会計	国際性	ESG	
取締役	池野 隆 光		代表取締役会長	●	●	●						●
	松本 忠久		代表取締役社長	●	●	●					●	
	佐藤 範正		取締役副社長				●		●			
	中村 壽一		取締役副社長				●	●				
	岡田 元也		取締役	●							●	●
	成田由加里	独立役員	社外取締役						●			●
	中井 智子	独立役員	社外取締役					●				●
	石塚 邦雄	独立役員	社外取締役	●	●	●						
監査役	宮本 俊男		常勤監査役					●				●
	加々美博久	独立役員	社外監査役					●				●
	杉山 敦子	独立役員	社外監査役						●			●
	市川 康生	独立役員	社外監査役	●					●	●		

経営：企業経営

営業：営業/マーケティング

商品：商品企画

M&A：新規事業/M&A

法律：法律/リスクマネジメント

会計：財務/会計

以上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（ <https://evote.tr.mufig.jp/> ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年5月24日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
  - ・ 議決権行使サイト（ <https://evote.tr.mufig.jp/> ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。  
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

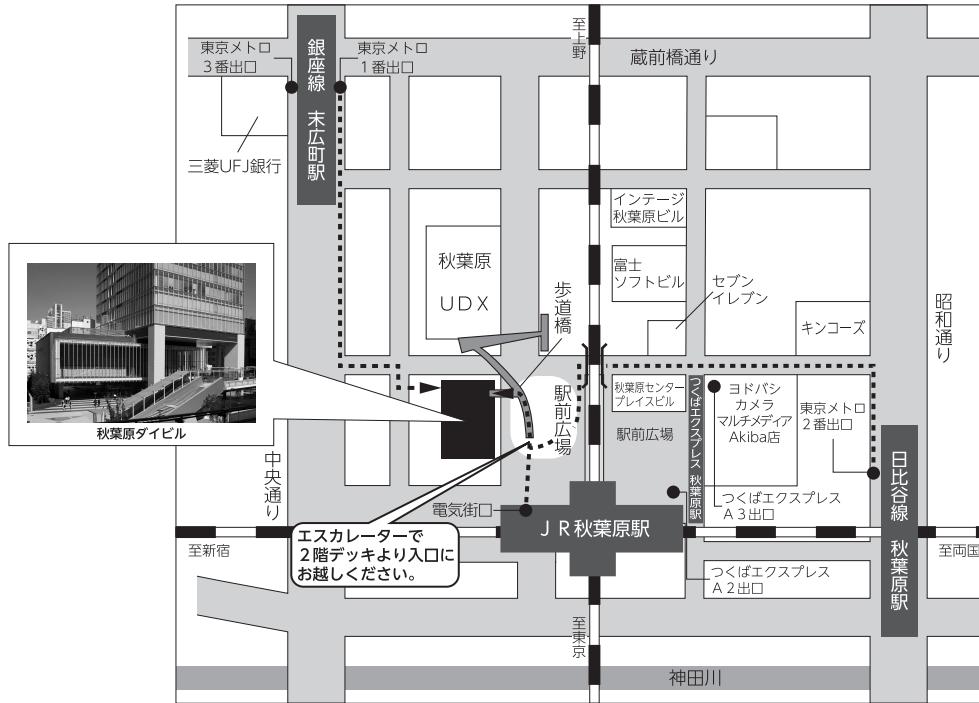
<p>システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）</p>
---

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



# 株主総会会場ご案内図



- 会 場** 東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
**秋葉原ダイビル 2階 秋葉原コンベンションホール**  
 ※会場ビル内は禁煙となっております。
- 交 通** J R 秋葉原駅 (電気街口) 徒歩 1分  
 東京メトロ銀座線 末広町駅 (1番出口) 徒歩 3分  
 東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (2番出口) 徒歩 4分  
 つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A3出口) 徒歩 3分  
 ※電気街口北側の駅前広場の歩道橋 (エスカレーター) から  
 ビル2階の会場にご入場いただけます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。